

第4期栗東市障がい福祉計画

平成27年度～平成29年度

＜素案＞

平成26年11月

栗東市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	5
1 障がいのある人の推移	5
(1) 人口の推移	5
(2) 障がいのある人の推移	6
2 障がいのある人の社会参加の状況	10
(1) 教育環境	10
(2) 就業状況	14
3 障がいのある人への生活支援の状況	17
(1) 公的サービスの現状	17
(2) 人的資源の現状	21
4 第3期計画の障がい福祉サービスの実績	22
(1) 訪問系サービス	22
(2) 日中活動系サービス	23
(3) 居住系サービス	25
(4) 相談支援	25
(5) 地域生活支援事業	26
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本方針	31
第4章 サービス見込量と確保のための方策	
第5章 計画の推進体制	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「障がい福祉計画」は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等の提供体制が確保されるように、障害者総合支援法第88条に基づき策定を義務づけられた計画であります。

本市では、計画的にサービス提供を推進していくために、必要なサービスの見込量やこれを確保するための方策を定める平成24年度から平成26年度までの3年間を対象とした「第3期栗東市障がい福祉計画」（以下「第3期計画」という。）を策定しました。

この度、第3期計画の計画期間が平成26年度末で終了することに伴い、国の定める基本指針に示されている考え方等を踏まえつつ、障がい福祉サービス等の利用実績や数値目標の進捗状況、アンケート調査結果等进行分析・評価し、第3期計画の見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの3年間を対象とした「第4期栗東市障がい福祉計画」（以下「第4期計画」という。）を策定します。

障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- （第3項以下 省略）

2 計画の位置づけ

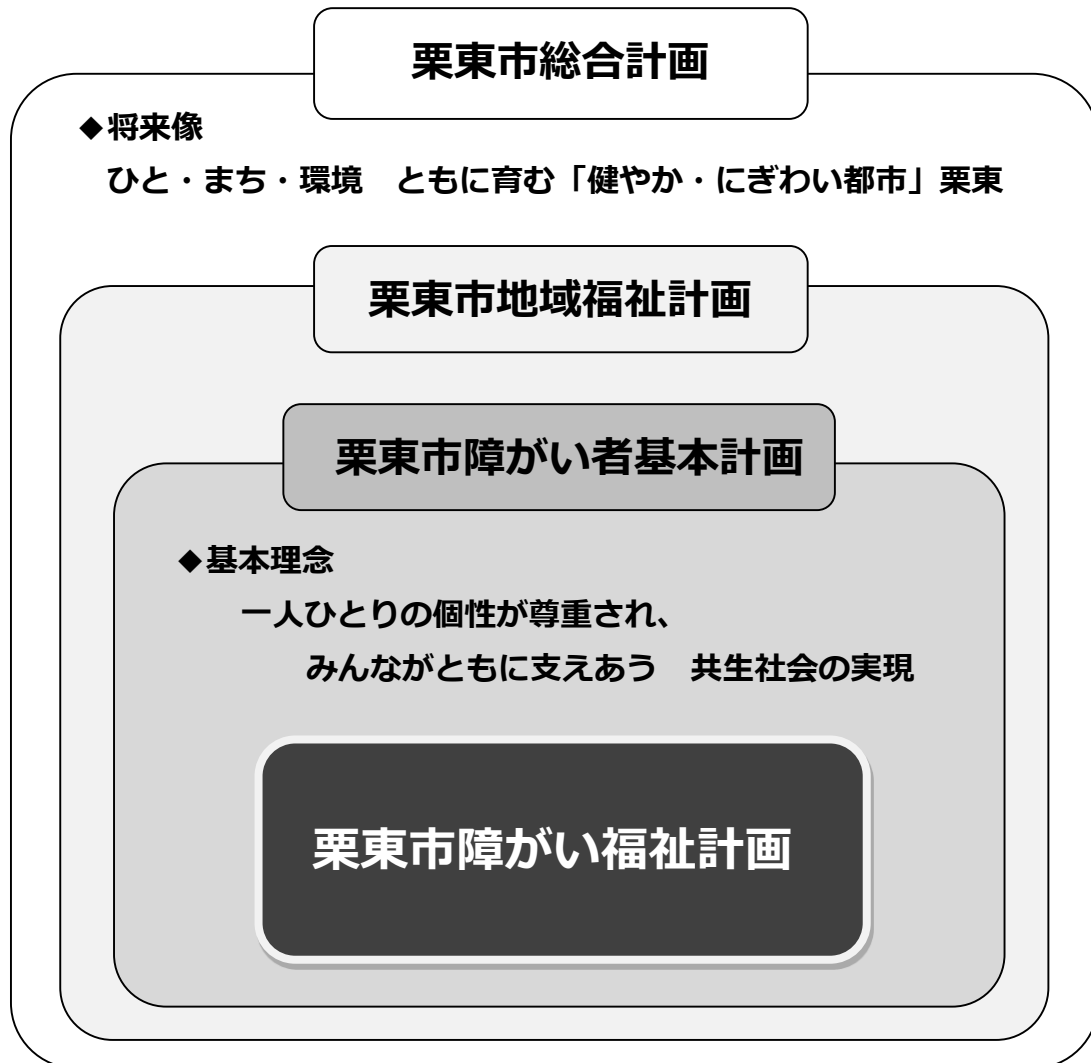
この計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第 4 期計画として策定するものです。

計画の基本理念および基本方針については、栗東市総合計画との調整を図りつつ「第 2 期栗東市障がい者基本計画」と共通のものとし、3 年を 1 期とした各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

■「障がい者基本計画」および「障がい福祉計画」の概要

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 同法第 9 条第 3 項に規定する「市町村障害者基本計画」として策定するものです	障害者総合支援法 同法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第 4 期計画として策定するものです
性 格	○障がいのある人の福祉に関する施策および障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 ○長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	○各年度における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業について、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	○国の「障害者基本計画」および「新・障害者福祉しがプラン」（平成 24 年 3 月）を基本とした、栗東市総合計画の部門計画	○障害者総合支援法第 87 条に規定される、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定される ○障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標

■本市計画との関連性

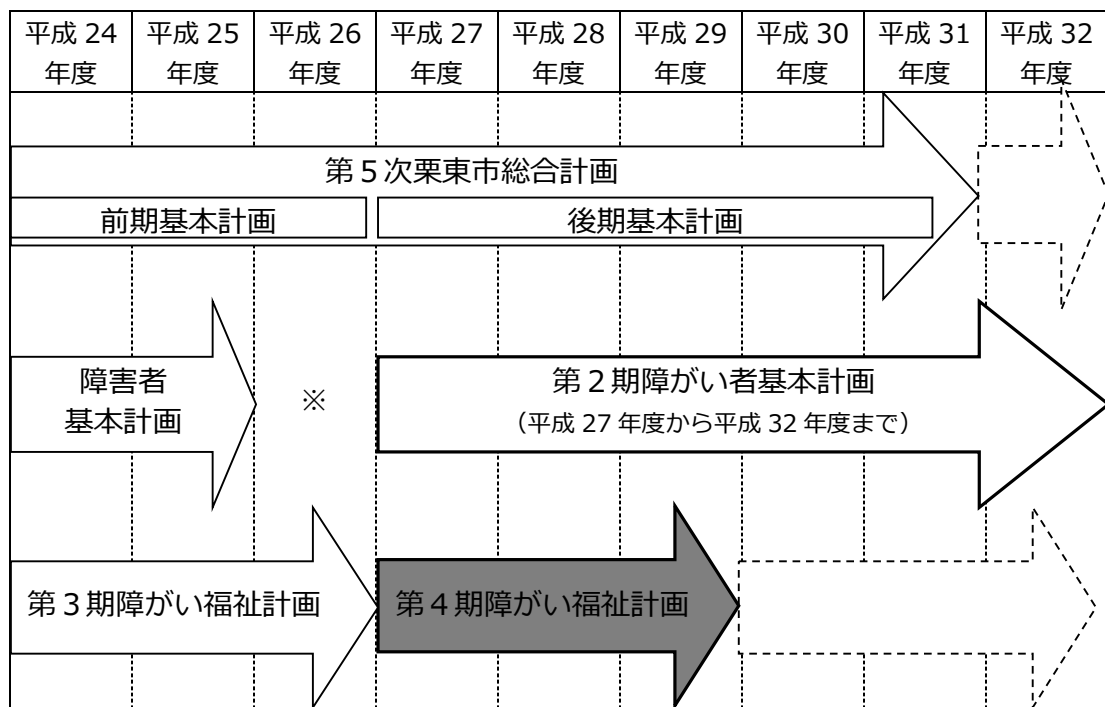


3 計画の期間

障がい福祉計画は、3年を1期として策定することとなっています。

第4期計画は、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第3期計画の見直しを行い、平成27年度から平成29年度までを計画期間として策定します。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



※障がい者基本計画は平成25年度に計画期間が終了しているものの、障がい福祉計画との整合を図るため、障がい者基本計画の計画開始時期を平成27年度とし、計画期間を6年間としました。なお、平成26年度の施策実施については、第5次栗東市総合計画に盛り込まれている障がい福祉施策で運用しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 障がいのある人の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成 26 年 9 月 30 日現在 66,993 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、65 歳以上の増加が多くなっています。

■人口の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
14 歳未満	12,622	12,526	12,466	12,429
15～64 歳	43,384	43,290	43,070	43,199
65 歳以上	9,907	10,494	11,093	11,365
計	65,913	66,310	66,629	66,993

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、9 月 30 日現在
資料：住民基本台帳

(2) 障がいのある人の推移

① 身体障がいのある人

身体障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在 1,927 人となっており、微増の傾向にあります。年齢階層別でみると、65 歳以上の増加が多くなっています。等級別でみると、重度障がいのある人（1 級、2 級）が 45.2%となっています。

■ 年齢別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	58	56	54	69
18～64 歳	629	585	594	586
65 歳以上	1,183	1,203	1,236	1,272
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■ 障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	567	548	564	584
2 級	279	266	275	287
3 級	275	294	296	293
4 級	470	458	472	478
5 級	147	145	147	152
6 級	132	133	130	133
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

②知的障がいのある人

知的障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 456 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、18～64 歳の増加が多くなっています。判定別でみると、重度障がいの人（A 判定）が 36.4%となっています。

■年齢別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	148	166	167	155
18～64 歳	236	246	258	280
65 歳以上	11	13	14	21
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■判定別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A 判定	151	163	161	166
B 判定	244	262	278	290
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

③精神障がいのある人

精神障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 290 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、18～64 歳の増加が多くなっています。等級別でみると、中度障がいのある人（2 級）が 62.1%となっています。

■年齢別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	2	2	2	2
18～64 歳	199	216	231	243
65 歳以上	35	36	45	45
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■障がい等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	18	22	24	25
2 級	147	158	173	180
3 級	71	74	81	85
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

④難病患者

潰瘍性大腸炎が特に多く 82 人となっています。次いで、パーキンソン病関連疾患が 46 人となっています。

■ 特定疾患患者数

(単位：人)

病 名	患者数
重症筋無力症	11
全身性エリテマトーデス	28
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	16
特発性血小板減少性紫斑病	9
潰瘍性大腸炎	82
クローン病	17
パーキンソン病関連疾患	46
後縦靱帯骨化症	13
特発性拡張型（うつ血型）心筋症	17
網膜色素変性症	11
上記以外の疾患	108
計	358

平成 26 年 3 月 31 日現在

資料：草津保健所

⑤小児慢性特定疾患数

小児慢性特定疾患患者数は、平成 26 年 3 月末において 99 人となっており、内分泌疾患に次いで慢性心疾患の患者数が多くなっています。

2 障がいのある人の社会参加の状況

(1) 教育環境

① 小学校就学前の障がい児の教育・発達支援

本市においては、平成 22 年 4 月に子ども発達支援室を設置し、発達障がいがある(疑いを含む)子どもとその家族の支援を開始しました。また乳児期から学齢期までの子どもの発達支援に向けて、子ども発達支援室を中心とした母子保健・保育・教育・福祉を連動したシステムを構築しました。現在、このシステムの中で支援を受けている子どもは、次ページの通りとなっています。

なお、自立支援給付対象事業の「たんぽぽ教室」の利用者数は以下の通りです。

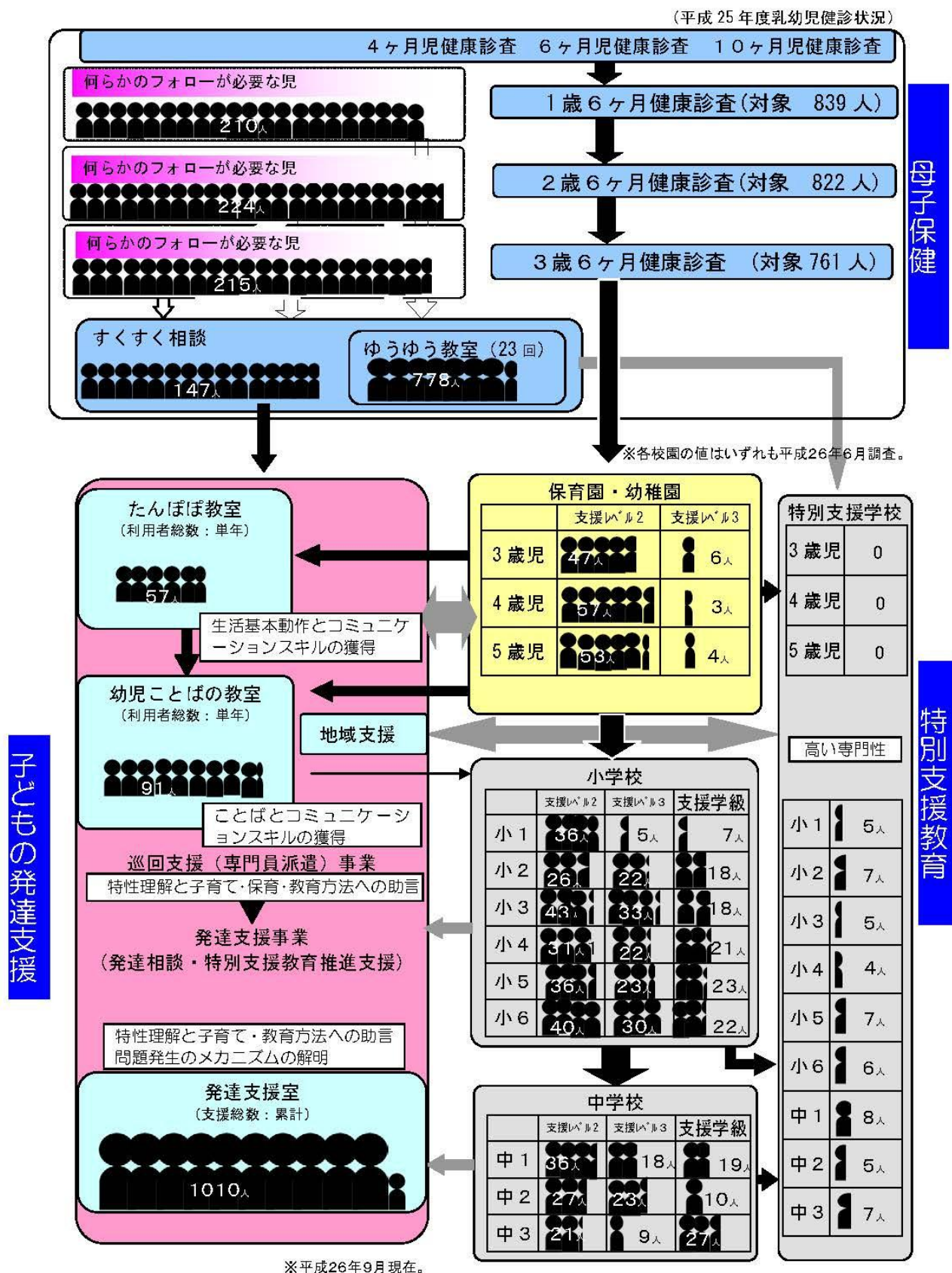
■児童発達支援事業所（通園児数）の推移		（単位：人）		
区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
たんぽぽ教室	71	60	57	

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 10 月 1 日現在
資料：子ども発達支援課

※次ページの図中の「支援レベル」は、以下の分類区分の基準に基づいています。

	小中学校	保育園・幼稚園・幼児園
支援レベル 2	児童生徒の特性を理解し、個別の指導計画の作成及び適宜支援の継続が必要	幼児の特性を理解し、個別の指導計画の作成及び適宜支援の継続が必要
支援レベル 3	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、TT・個別指導・取り出し等、校内での支援や通級指導教室による支援等が必要	個別の指導計画の作成及び個別支援（1 対 1）の継続が必要

■支援対象者のフロー



②特別支援学校

在学者数は平成 26 年度現在 99 人で増加傾向にあります。学部別には、幼稚部 0 人、小学部 35 人、中学部 23 人、高等部 41 人となっています。

■特別支援学校の在学者数の推移

(単位：人)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県立聾話学校	幼稚部	1	0	0
	小学部	4	4	2
	中学部	1	0	2
	高等部	3	3	1
県立盲学校	幼稚部	0	0	0
	小学部	0	0	0
	中学部	0	1	0
	高等部	0	1	0
県立草津養護学校	小学部	3	0	0
	中学部	6	9	7
	高等部	6	3	4
県立野洲養護学校	小学部	25	31	33
	中学部	9	9	10
	高等部	19	18	18
その他（長浜高等・甲南高等・三雲・滋賀大付属養護特別支援学校）	小学部	1	2	0
	中学部	4	5	4
	高等部	11	14	18
幼稚部計		1	0	0
小学部計		33	37	35
中学部計		20	24	23
高等部計		39	39	41
総合計		93	100	99

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 1 日現在
資料：各学校

③小学校・中学校の特別支援学級

特別支援学級在学者数は平成 26 年度現在 165 人となっています。障がい別には、知的障がいのある人が多く、64.2%を占めています。

また、通級による指導を受けている児童生徒は、平成 26 年度現在 65 人となっています。

■児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

(単位：人)

区分	在学者数									
	小学校						中学校			計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい	4	12	8	13	12	15	11	8	23	106
情緒障がい	2	4	4	5	8	5	8	2	3	41
肢体不自由	0	1	3	1	1	0	0	0	0	6
視覚障がい	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3
難聴	0	0	1	0	2	0	0	0	1	4
身体虚弱	0	1	2	1	0	1	0	0	0	5
計	7	18	18	21	23	22	19	10	27	165

平成 26 年 9 月 1 日現在

資料：学校教育課

■通級による指導を受けている児童数の推移

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学生	65	60	63
中学生	1	1	2
計	66	61	65

平成 26 年 9 月 1 日現在

資料：学校教育課

(2) 就業状況

滋賀県の障がいのある人の実雇用率は横ばいで推移しており、平成 25 年度では 1.81%となっています。法定雇用率達成企業の割合は 51.8%となっています。

公共職業安定所の新規求職申込件数は、平成 23 年度から平成 24 年度においては 96 件増加しましたが、平成 25 年度にかけては 9 件減少しました。

公共職業安定所に登録している障がいのある人は、2,257 人であり、そのうち、身体障がいのある人が 49.8%、知的障がいのある人が 27.1%、精神障がいのある人が 23.1%となっています。

■障がい者雇用の推移状況（滋賀県）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
企業数（社）	629	631	735
（内、法定雇用率達成企業数）（社）	317	345	381
法定雇用率達成企業の割合（%）	50.4	54.7	51.8
基礎労働者数（人）	119,507	120,502.5	125,666
（うち障がいのある人の数）（人）	1,917.5	2,141	2,269.5
実雇用率（%）	1.6	1.78	1.81

各年度 6 月 1 日現在

資料：草津公共職業安定所

※企業は県内に本社があり、56 人以上雇用している企業

■障がいのある人の新規求職申込数等（草津所管内）

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体
新規求職申込数（件）	147	144	215	172	203	175
就職件数（件）	86	52	98	57	105	57
新規登録者数（人）	66	72	92	70	108	88
有効求職数（人）	2,369	2,376	2,160	1,697	2,615	1,855
就業中の者（人）	4,998	6,808	5,288	6,442	5,656	6,577
保留中の者（人）	3,427	4,327	4,378	4,554	4,830	4,657

各年度 3 月 31 日現在

資料：草津公共職業安定所

■公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況（草津所管内）

区分		登録者数							
				有効求職者		就業者		保留中	
		人	%	人	%	人	%	人	%
身体障がいのある人	視覚	70	3.1	13	3.3	34	3.3	23	2.8
	聴覚・言語等	215	9.5	30	7.5	134	12.9	51	6.2
	上肢	247	10.9	44	11.1	127	12.2	76	9.3
	下肢	301	13.3	40	10.1	133	12.8	128	15.7
	体幹	49	2.2	5	1.3	18	1.7	26	3.2
	脳病変	11	0.5	1	0.3	6	0.6	4	0.5
	内部障がい	230	10.2	36	9.0	105	10.1	89	10.9
	小計	1,123	49.8	169	42.5	557	53.5	397	48.6
知的障がいのある人		612	27.1	83	20.9	346	33.2	183	22.4
精神障がいのある人		522	23.1	146	36.7	139	13.3	237	29.0
計		2,257		398		1,042		817	

平成 26 年 3 月 31 日現在
資料：草津公共職業安定所

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障がい者は、身体障がい者又は知的障がい者である（なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではないが、精神障がい者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○民間企業……………	一般の民間企業……………	1.8%
	（50人以上規模の企業）	
	特殊法人……………	2.3%
	〔労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人〕	
○国、地方公共団体……………		2.3%
	（43.5人以上規模の機関）	
○都道府県等の教育委員会……………		2.2%
	（45.5人以上規模の機関）	

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

（平成25年4月施行）

3 障がいのある人の生活支援の状況

(1) 公的サービスの現状

①在宅生活支援サービス

(ア) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は増減を繰り返しており、平成 25 年度で 182 人、平成 26 年度は 7 月末までに 63 人の利用がありました。

■補装具の交付・修理の利用推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者延人数	185	203	182	63

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在

資料：障がい福祉課

(イ) 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

心身障がい児・者紙おむつ助成制度は、毎年利用者が微減傾向にあり、平成 26 年度は 7 月末までに 38 人の利用がありました。

■心身障がい児・者紙おむつ助成制度

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象人数	50	48	45	38

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在

資料：障がい福祉課

(ウ) 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

在宅重度障がい者住宅改造費助成制度は、毎年 1～2 件の利用があります。

■在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数(件)	2	2	1	2
助成額(円)	146,500	700,000	75,000	535,500

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在

資料：障がい福祉課

②保健・医療サービス

(ア) 自立支援医療（育成医療）の給付

自立支援医療（育成医療）受給者数は、平成 25 年度で 46 人、平成 26 年度は 7 月末までに 30 人の利用がありました。

■自立支援医療(育成医療)の給付

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
肢体不自由	11	8	13	10
視覚障がい	5	4	4	1
聴覚・平衡機能障がい	2	3	3	1
音声・言語機能障がい	16	12	17	8
じん臓障がい	1	0	0	0
その他内臓障がい	8	7	9	10

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在

資料：障がい福祉課

(イ) 自立支援医療（更生医療）の給付

自立支援医療（更生医療）受給者数は、増加傾向にあり、平成 25 年度で 233 人の利用がありました。

■自立支援医療(更生医療)の給付

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
肢体不自由	13	54	46	14
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	4	3	3	2
じん臓障がい	133	143	144	93
その他内臓障がい	30	39	40	22

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、8 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

(ウ) 自立支援医療（精神通院）の給付

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 25 年度では 933 人の申請者がありました。

■自立支援医療(精神医療)の給付

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
申請者数	893	983	933	346

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：障がい福祉課

(エ) 重度心身障がい老人等医療費の助成

重度心身障がい老人等医療費の助成実績は、平成 25 年度では 522 人の受給者がありました。

■重度心身障がい者老人等医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	669	654	522	526
年間受信件数（件）	15,360	14,612	13,418	6,731
1 人当り助成額（円）	76,608	71,864	77,920	39,127

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：保険年金課

(オ) 心身障がい者（児）医療費の助成

心身障がい者（児）医療費の助成実績は、平成 25 年度では 594 人の受給者がありました。

■重度心身障がい者老人等医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	867	891	594	596
年間受信件数（件）	19,185	16,439	12,830	6,459
1 人当り助成額（円）	156,803	135,111	163,189	82,624

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：保険年金課

(力) 福祉医療費の助成

福祉医療費の助成実績は、平成 25 年度では 8,796 人の受給者がありました。

■福祉医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	11,106	11,070	8,796	8,089
年間受信件数（件）	172,890	151,992	125,372	63,049
1 人当り助成額（円）	41,070	36,283	35,799	20,292

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：保険年金課

※子ども入院医療費助成は含まない

※平成 24 年 8 月から市単独事業の一部を廃止

(2) 人的資源の現状

①各種専門職の状況

各種専門職の状況は、保健師が 16 人、社会福祉士が 5 人、心理判定員が 2 人、理学療法士が 1 人、心理判定員が 2 人、栄養士が 2 人となっています。

■市内の障がい者関連専門職の状況

(単位：人)

職種	人数	職種	人数	職種	人数
作業療法士		保健師	16	社会福祉士	5
理学療法士	1	手話通訳士		精神保健福祉士	
心理判定員	2	介護福祉士		言語療法士	
看護師		栄養士	2		

平成 26 年 10 月 1 日現在
資料：障がい福祉課

②ボランティア団体等の状況

(ア) ボランティア団体

ボランティア登録者数は、平成 26 年度から大幅に増加しており、グループ登録、個人登録を合わせた登録人数は 1,337 人となっています。

■ボランティア登録団体・登録人数の推移

区分	グループ登録		個人登録	登録人数
	団体数(団体)	人数(人)	人数(人)	人数(人)
平成 23 年度	36	363	17	380
平成 24 年度	36	336	18	354
平成 25 年度	37	348	17	364
平成 26 年度	63	1,312	25	1,337

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 7 月 31 日現在
資料：ボランティア市民活動センター

(イ) 民生委員児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員

民生委員児童委員は 155 人、身体障がい者相談員は 10 人、知的障がい者相談員は 5 人となっています。

■民生委員児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の人数

(単位：人)

区分	民生委員児童委員	身体障がい者相談員	知的障がい者相談員
人数	155	10	5

平成 26 年 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

4 第3期計画の障がい福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

市の支給基準に基づきケアプランによりサービス提供しています。市内提供事業所も増加しており、提供体制はとれていますが、行動援護については、市内提供事業所がなく、提供体制が十分ではありません。

■訪問系サービスの計画と実績

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	24,343 時間	15,884 時間	26,708 時間	15,608 時間	29,073 時間	7,527 時間
	101 人	163 人	110 人	156 人	119 人	152 人
同行援護	464 時間	791 時間	464 時間	1,462.0 時間	464 時間	1,018.5 時間
	138 人	11 人	138 人	15 人	138 人	17 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ時間分、支給決定者数（実人数）

※同行援護については平成 23 年 10 月から新設されたサービス

資料：障がい福祉課

(2) 日中活動系サービス

(生活介護)

平成 25 年度には 250 人日ほど増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 467 人の利用となっています。

(自立訓練（生活訓練）)

平成 25 年度には 300 人日ほど増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 451 人の利用となっています。

(就労移行支援)

平成 25 年度には、200 人日ほどの減少となっており、平成 26 年 9 月末現在では 1,124 人の利用となっています。

(就労継続支援（A型）)

事業所の増加に伴い、平成 25 年度には大幅に増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 1,686 人の利用となっています。

(就労継続支援（B型）)

事業所の増加に伴い、平成 25 年度には大幅に増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 14,054 人の利用となっています。

(療養介護)

療養介護については、平成 24 年度以降、年間 13 人日の利用となっています。

(児童デイサービス)

「たんぽぽ教室」では、ほぼ横ばいとなっており、平成 26 年 9 月末現在では 932 人の利用となっています。

(短期入所)

緊急的な対応ができるように、希望者には事前申請によりサービスの支給決定をしています。近隣市にも受け入れ事業所があります。

■日中活動系サービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	15,678 人 日	13,974 人 日	16,848 人 日	16,983 人 日	18,018 人 日	8,828 人日
	804 人 (67 人)	789 人 (74 人)	864 人 (72 人)	1,048 人 (76 人)	924 人 (77 人)	467 人 (76 人)
自立訓練(機能訓練)	1,152 人日	248 人日	1,152 人日	305 人日	1,152 人日	276 人日
	72 人 (6 人)	16 人 (3 人)	72 人 (6 人)	28 人 (5 人)	72 人 (6 人)	15 人 (4 人)
自立訓練(生活訓練)	512 人日	1,750 人日	640 人日	2,070 人日	768 人日	451 人日
	32 人 (4 人)	93 人 (11 人)	40 人 (5 人)	117 人 (13 人)	48 人 (6 人)	25 人 (8 人)
就労移行支援	3,424 人日	1,881 人日	3,424 人日	1,682 人日	3,424 人日	1,124 人日
	192 人 (16 人)	110 人 (18 人)	192 人 (16 人)	126 人 (16 人)	192 人 (16 人)	97 人 (17 人)
就労継続支援(A型)	2,376 人日	2,304 人日	2,592 人日	3,199 人日	2,808 人日	1,686 人日
	132 人 (11 人)	126 人 (14 人)	144 人 (12 人)	178 人 (16 人)	156 人 (13 人)	94 人 (16 人)
就労継続支援(B型)	14,208 人日	21,112 人日	15,552 人日	26,091 人日	16,896 人日	14,054 人日
	888 人 (74 人)	1,232 人 (128 人)	972 人 (81 人)	1,550 人 (137 人)	1,056 人 (88 人)	799 人 (141 人)
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日
児童デイサービス (h24.4～ 児童発達支援事業)	7,296 人日	2,066 人日	7,488 人日	2,050 人日	7,680 人日	932 人日
	76 人	70 人	78 人	90 人	80 人	70 人
短期入所	1,528 人日	1,515 人日	1,556 人日	1,626 人日	1,584 人日	703 人日
	28 人	112 人	30 人	115 人	32 人	117 人

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在

※年間延べ人日分、年間延べ人数、()内は実人数。

ただし、児童デイサービス、短期入所については、支給決定者数

資料：障がい福祉課

(3) 居住系サービス

(共同生活援助・共同生活介護)

利用希望者に対して、サービス提供が不足しており、市外のサービス提供事業所の確保も必要です。

(施設入所支援)

利用実績は増加しています。

■居住系サービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	108 人	66 人	132 人	63 人	156 人	130 人
	(9 人)	(6 人)	(11 人)	(6 人)	(13 人)	(25 人)
共同生活介護	204 人	208 人	264 人	225 人	300 人	19 人
	(17 人)	(16 人)	(22 人)	(20 人)	(25 人)	(19 人)
施設入所支援	372 人	361 人	384 人	389 人	396 人	200 人
	(31 人)	(34 人)	(32 人)	(36 人)	(33 人)	(35 人)

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在

※年間延べ人日分、年間延べ人数、()内は実人数。

資料：障がい福祉課

(4) 相談支援

相談支援の実績値については、平成25年度において計画相談支援が14人、地域移行支援が0人、地域定着支援が1人となっており、見込んでいた利用対象者が実際のサービス利用に結びつかなかったため、計画値と実績値に差が生じています。

■相談支援の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援						
計画相談支援	30 人	3 人	60 人	14 人	111 人	26 人
地域移行支援	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
地域定着支援	2 人	(0 人)	2 人	1 人	2 人	1 人

※平成24年度～平成25年度：年間延べ人数、()内は実人数

※平成26年度：月あたりの人数

資料：障がい福祉課

(5) 地域生活支援事業

(ア) 相談支援事業

利用希望者に対して、サービス提供ができています。障がい者相談支援事業の相談件数については、実績値が計画値を超えています。

■相談支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所
イ 地域自立支援協議会		2,952 件		4,134 件		2,464 件
② 成年後見制度利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
③ 障害者虐待防止センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
④ 基幹相談支援センター	実施予定	未実施	実施予定	未実施	実施予定	未実施

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(イ) コミュニケーション支援事業

平成 26 年 9 月末現在では 86 人の利用となっています。

■コミュニケーション支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
コミュニケーション支援事業	138 人	96 人	138 人	239 人	138 人	86 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ人数

資料：障がい福祉課

(ウ) 日常生活用具給付等事業

利用希望者からの申請に対し、迅速な給付決定に努めています。

■日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①介護・訓練支援用具	6 件	1 件	6 件	4 件	6 件	0 件
②自立生活支援用具	19 件	9 件	19 件	15 件	19 件	7 件
③在宅療養等支援用具	15 件	18 件	15 件	15 件	15 件	9 件
④情報・意思疎通支援用具	15 件	6 件	15 件	10 件	15 件	11 件
⑤排泄管理支援用具	1,014 件	826 件	1,014 件	1,072 件	1,014 件	843 件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1 件	2 件	1 件	1 件	1 件	2 件
⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(エ) 移動支援事業

障がいのある人の社会参加のために市の支給決定基準に基づいて希望者に速やかに支給しています。

■移動支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
	利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間	
移動支援事業	24 箇所	428 人	26 箇所	416 人	26 箇所	485 人	26 箇所	492 人	28 箇所	542 人	23 箇所	239 人
	3,500 時間		3,429.5 時間		3,966 時間		4,046.0 時間		4,432 時間		2,127.5 時間	

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(オ) 地域活動支援センター

地域活動支援センターⅡ型の実績値が計画値を大きく上回っています。 滋賀型の実績は維持されています。

■地域活動支援センターの計画と実績

区 分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
基 礎 的 事 業	2 箇所	1,800 人	2 箇所	1,588 人	2 箇所	1,800 人	2 箇所	1,461 人	2 箇所	1,800 人	2 箇所	639 人
機 能 強 化 事 業	2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所	
滋 賀 型	1 箇所	84 人	1 箇所	84 人	1 箇所	84 人	1 箇所	48 人	1 箇所	84 人	1 箇所	24 人

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(カ) その他のサービス

(日中一時支援)

就学児童の長期休暇中及び放課後の利用ニーズが多くあります。見込み 数値を上回る実績量であるが、市内に提供事業所が少ないため、十分提供 体制がとれているわけではありません。

(その他のサービス)

ケアプランにより利用希望があると提供に向けての速やかな利用調整 を行っています。

■その他のサービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援	131 人	125 人	153 人	133 人	175 人	131 人
訪問入浴サービス事業	2 人	4 人	2 人	3 人	2 人	3 人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	2 人	0 人	2 人	1 人	2 人	1 人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	400 人	457 人	400 人	480 人	400 人	370 人
点字・声の広報等発行事業	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人	8 人
奉仕員養成・研修事業	31 人	28 人	32 人	16 人	33 人	16 人
自動車運転免許取得・改造助成事業	3 人	5 人	3 人	9 人	3 人	1 人
生活行動訓練事業	30 人	23 人	30 人	14 人	30 人	未実施
芸術・文化開催事業	11 人	10 人	12 人	10 人	13 人	10 人

※実人数。

ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金、自動車運転免許取得、改造助成事業については、支給決定者数。

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は、「栗東市障がい者基本計画」の基本的な考え方と共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちを目指して、計画の推進を図ります。

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護されるべき人と考えられてきましたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなる時においても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係の中で日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

『一人ひとりの個性が尊重され

みんながともに支えあう 共生社会の実現』

2 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

第4章 サービス見込量と確保のための方策

1 平成29年度の障がい福祉サービスの整備目標

現在、調整中